

# 鳥取港 港湾衛生調査業務委託 特記仕様書

## 第1 業務概要

- 1 業務名 鳥取港港湾衛生調査業務委託
- 2 業務場所 鳥取市港町
- 3 業務内容 ねずみ族生息調査、蚊族生息調査 一式
- 4 業務期間 契約日から令和9年2月26日

## 第2 本業務の目的

海外から鳥取港に寄港する船舶を介して、検疫感染症及び検疫感染症に準ずる感染症（表1：以下「検疫感染症等」という）が国内へ進入・まん延することを防止するため、検疫感染症等を媒介するねずみ族及び蚊族の生息状況調査やその他衛生対策を講じて、鳥取港における公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

**表 1 検疫感染症及び検疫感染症に準ずる感染症（検疫感染症等）**

検疫法第2条	検疫感染症
第1号	（感染症法に規定する一類感染症） エボラ出血熱      痘そう      ペスト ラッサ熱          クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱      マールブルグ病
第2号	新型インフルエンザ等感染症
第3号	（政令で定める感染症） 中東呼吸器症候群 鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9） ジカウイルス感染症      マラリア チクングニア熱          デング熱
検疫法第27条	検疫感染症に準ずる感染症
第1項	（政令で定める感染症） ウエストナイル熱          腎症候性出血熱 日本脳炎                  ハンタウイルス肺症候群

（令和5年12月31日時点）

## 第3 調査時期

鳥取港におけるファーストポートでの入港予定が令和9年4月23日であることと、蚊族の活動時期を考慮し、事前の港湾衛生調査のうち生息状況調査は、令和8年10月及び11月の実施とする。

《今後の予定》

- |      |       |  |
|------|-------|--|
| 令和8年 | 8月    | 港湾衛生調査業務 受注者決定                               |
|      | 9月    | 初回打合せ、検疫所に調査計画書提出<br>アンケート調査・とりまとめ、鳥獣捕獲等許可申請 |
|      | 10月   | 蚊族生息調査                                       |
|      | 11月   | ねずみ族調査、第2回打合せ、検疫所へ調査結果報告                     |
| 令和9年 | 2月    | 第3回打合せ、検疫所に調査報告書提出<br>成果品納品                  |
|      | 4月23日 | ファーストポート寄港                                   |

#### 第4 調査範囲

調査範囲は、海外からの船舶が寄港する岸壁が、1号岸壁及び3号岸壁であることから、両岸壁の中央から半径400mの範囲（陸地のみ）とする。



調査範囲図

#### 第5 調査内容

検疫感染症等を媒介するねずみ族及び蚊族を対象とした生息状況調査を実施する。

##### ① ねずみ族及び蚊族に関するアンケート調査

○ねずみ族及び蚊族の目撃情報、被害状況の有無について情報収集するため、調査範囲に建築物等を保有管理している団体を対象として、アンケート調査を実施。

※聞き取りは発注者で実施、とりまとめは受注者で実施予定

##### ② ねずみ族調査

○ラットトラップ10箇所、マウストラップ10箇所を調査範囲内に5日間（4晩）継続設置し、朝に点検を行い、哺乳類の捕獲があればトラップを交換する。

○ラットトラップ、マウストラップは、上屋内および屋外の側溝や草むらなど、ねずみ族が隠れたり移動経路とするような環境を選定する。

○捕獲したねずみ族については、外部形態（体重、頭胴長、尾長、後肢長、耳長）を計測し、ノミ・ダニ等の外部寄生虫を確認し、平時のねずみ族の生息種や生息範囲を把握する。

○捕獲したねずみ族から、平時のねずみ族及びノミ・ダニ等の外部寄生虫の生息種や生息範囲を把握する。

##### ③ 蚊族調査

○成虫を対象にCDCライトトラップ1箇所（1晩・2回）を、幼虫を対象にオビトラップ3箇所（5日間連続・1回）及び溜ます等の水域調査3箇所（1回）を行う。

○成虫・幼虫トラップとも、草むらや水路の付近など、蚊族がとどまりやすい環境を選定する。

○捕獲した蚊族から、平時の蚊族の生息種や生息範囲を把握する。捕獲した成虫は、顕微鏡により外部形態を観察し、種の同定を行う。幼虫は同定が可能なステージまで飼育した後、顕微鏡により外部形態を観察し、種の同定を行う。

④ 報告書作成

○現地調査の結果及び考察について、報告書として取りまとめる。

⑤ 打合せ協議

○本業務における打合せ協議は、原則として業務着手時及び中間時並びに業務完了時の3回を見込んでいるが、調査職員が必要と認めたときは随時行う。

⑥ 関係機関との打合せ

○本業務における関係機関との打合せは、広島検疫所への3回（調査計画提出時・中間報告時・調査結果報告時）を見込んでいる。

⑦ その他

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を遵守し、適切に対応する。

○鳥取港において検疫実施船舶の寄港は無く、検疫感染症の発見例もないことから、病原体検査は実施しない。

○捕獲したネズミ族及び蚊族等については、適宜消毒・梱包のうえ、可燃ごみとして処分する。

## 第6 今後の衛生対策

検疫感染症等を媒介する恐れのあるねずみ族及び蚊族が確認された場合は、広島検疫所境出張所の助言をいただきながら、駆除等の措置を検討する。

参考文献1：境港及び美保飛行場区域衛生管理運営協議会（2023） 令和5年境港及び美保飛行場区域衛生対策実施報告書

参考文献2：竹内ほか（年不明） 小笠原・二見港の港湾区域におけるねずみ族と蚊族のベクターサーベイランスについて（2015-2019年）

参考文献3：山内ほか（2015） 二見港における定期的な港湾衛生調査と蚊族成虫用トラップの検討

## 第7 疑義等

業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は調査職員と協議し、速やかに処理すること。

## 第8 見積等

設計金額は見積に基づき算出している。

## 第9 労働環境の改善に向けた取組

本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について（平成29年1月31日付台201600158128号県土整備部長通知）」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。

## 第10 賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更

本業務の実施にあたって、賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不相当となった場合について、「測量等業務における賃金又は物価変動に基づく業務委託料の変更の取扱い（試行）」<https://www.pref.tottori.lg.jp/326731.htm> に基づき、調査職員と協議し、請求すること。

#### 第1 1 成果物の提出

成果物は、下記のとおりとするが、初回打合わせ時に双方確認すること。

- ・ 報告書（紙媒体）一式 2部
- ・ 電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 2部

#### 第1 2 捕獲したねずみ等の処分

捕獲したねずみ及び蚊の処分費について当初では計上を行っていないが、必要な場合は、別途協議すること。